的確な犯罪情勢分析に係る留意事項について（通達乙）

〔令６．４．24　生企発第292号
本部長から部長及び参事官、所属長あて〕

（概要）

犯罪を防止するための効果的な取組の推進については、「効果的な犯罪防止に向けた取組の推進について（通達乙）」（令和６年４月24日生企発第291号）により、犯罪情勢を的確に分析した上で推進することと指示したところであるが、的確な犯罪情勢分析に係る留意事項として、

○　犯罪情勢の分析は、犯罪防止に向けた各種取組を推進する上で、その取組の方向性、合理性、効果等の検討及び実施後の検証を行うために不可欠であること。

○　各地域の犯罪情勢において何が問題となっているのかを洗い出し、それを生じさせている原因を分析し、その原因を取り除くための対策を講じ、その効果を検証する一連の手順により推進していくことが重要であること。

○　犯罪情勢分析を担当する職員に対して必要な教養を行うほか、分析方法の高度化など効率的な分析方法を検討すること。

○　犯罪情勢の分析結果については、有効に活用できるよう資料化し、関係課等において情報共有に努め、相互に連携を図ること。

○　犯罪情勢の分析及び取組の効果検証に際し、必要に応じて、部外の研究機関等の学術的な知見等を参考として効果的な取組を検討するよう努めること。

等について示し、分析結果に基づいた効果的な犯罪防止にむけた取組の推進を指示した。